

**第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画  
に対するご意見の概要と区の考え方**

- 1 パブリックコメント実施期間 平成29年12月16日(土)から平成30年1月9日(火)まで  
 2 意見の総数 5人・13件

<取扱い>

- ：計画に意見を反映する。(2件)  
 □：計画案に盛り込まれている。(4件)  
 △：意見・要望として今後の取組の参考とする。(6件)  
 —：その他 (1件)

	ご意見の概要	区の考え方	取扱い
1	用語集への「ソーシャル・インクルージョン」と「医療的ケア児・者」の解説をお願い致します。	資料編に掲載された用語集は、本計画の中で使用している専門用語について解説を行っています。このため、文中に記述のない「ソーシャル・インクルージョン」については解説はいたしません。「医療的ケア児(者)」については、ご意見を踏まえて用語集(P130)に解説を追加します。	○
2	地域での共生社会の実現において、心のバリアフリーの推進だけでなく、まちのバリアフリーの推進についても記載をし、バリアフリーマップの作成・配布と、まちづくり所管課と連携して解消を図っていくことの記載をお願いします。	本区のバリアフリーについては、子育て世帯や高齢者、障害者等、誰もが安全・安心かつ快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた「中央区福祉のまちづくり実施方針2011」に基づき関連部局が連携して取り組んでいます。このため、本計画では、「ユニバーサルデザインのまちづくり」を施策に掲げる「中央区保健医療福祉計画2015」の地域福祉分野の取組により推進することとしており、「1. 地域や関係機関との連携強化」の「(3)関係計画との連携」(P100)に記載しています。ご意見を踏まえ、内容をわかりやすく一部修正します。	○
3	この計画には障害者の推計がなく、今後の実態調査では、就労状況や収入源等について、年齢別状況がわかる調査が望まれる、また、精神障害者については、手帳を所持していない方の生活や就労支援のあり方も課題として言及があっても良いのではないかと。	障害者の将来人口については、推計方法が確立されていないため予測が困難となっています。このため、昨年度行った中央区障害者(児)実態調査では、概ね10歳刻みの年齢区分ごとに回答をいただき計画策定の参考としています。今後、年齢別のクロス集計によるデータの分析等を行いながら、本計画に基づく各施策の具体的な取組の検討に役立てていきます。 また、精神障害者については、現在、障害者手帳保持者だけではなく自立支援医療(精神通院)受給者の方についても支援対象としており、「計画策定にあたっての課題」の「(1)在宅サービス等の充実」(P35)や「(5)就労支援の充実」(P37)の中で施策の課題についての記述を行っています。	□

ご意見の概要	区の考え方	取扱い
<p>4</p> <p>ヘルプマークの認知度を確実に上げるため、銀座四丁目街頭ビジョンやCMで流す等を積極的に行って頂きたい。 (現在は福祉に関心のある一部の方のみで認知は低い状況)</p>	<p>東京都が考案した配慮を必要とする人のためのヘルプマークについては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた案内用図案記号として、平成29年7月に日本工業規格（JIS）に登録され、全国共通のマークとなったことから認知度の向上が期待されています。現在、東京都における普及・啓発はもとより、民間の鉄道、バスのほか、銀行、ホテル、大学等の教育機関、自動車等の製造業においても普及・啓発が展開されています。本区では、広報紙やホームページ等への掲載に加え、昨年度一年間、ヘルプマーク・ヘルプカードでラッピングした江戸バス運行による普及・啓発に取り組んできました。本計画の中では、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発について、「施策8.心のバリアフリーの推進」の「(2)障害と障害者の理解のための意識啓発」(P60)に記載しており、今後も積極的に取り組んでいきます。</p>	<p>□</p>
<p>5</p> <p>「育ちのサポートカルテ」においては、以前から、何度も申し上げておられますが、使用したいという方がおられたら、全例に対応していただけますようお願い申し上げます。</p>	<p>「育ちのサポートカルテ」については、子どもの発達の特性に応じて、保健、福祉、教育が連携してライフステージに応じた切れ目のない貫いた支援を行う「育ちのサポートシステム」事業のひとつであり、「発達障害等育ちに支援を必要とする子ども」を対象者として、保護者の申請に基づき作成を行います。</p>	<p>□</p>
<p>6</p> <p>施策体系「施策8.心のバリアフリーの推進」で「障害者差別解消の推進」を取組の重点としているが、障害や障害者等に対する区民の理解、障害者差別解消法や合理的配慮等の認知・理解度は低い。現時点では「理解のための意識啓発」を最優先とし、多くの人々の理解が見られた後に推進に入るべきで、順序が逆である。</p>	<p>本計画では、「施策8.心のバリアフリーの推進」(P60)として、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す「障害者差別解消の推進」を区民・事業者・区が重点的に取り組む課題と位置づけています。 ご意見をいただいた障害と障害者の理解のための意識啓発や、「健康福祉まつり」等による障害者と地域の区民が触れ合う交流の促進等も重要であり、これらの取組は優先順序をつけることなく、さまざまな機会を捉えて総合的に推進していきます。</p>	<p>□</p>

	ご意見の概要	区の考え方	取扱い
7	<p>平成30年度開設の子ども発達支援センターに10年以上の経験を持つ言語聴覚士によるこどもの発語数にかかわらず教えて頂ける言語の教室を設置して頂きたい。 (現在の福祉センターは二語文以上発語がないと教えていただけません)</p>	<p>現在、福祉センターでは、障害児の療育経験が豊富な理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・臨床心理士等の有資格者による個別療法を実施しています。対象児は身体障害・知的障害・発達障害等とさまざまであるため、特定の技法による教室ではなく、個々のお子さんの発達状況に応じた個別療育を行っています。平成30年度開設の子ども発達支援センターにおいては、各療法の実施回数を増加するなど充実を図っていきます。</p>	△
8	<p>平成30年度開設の子ども発達支援センターに3年以上の発達障害児との関わりを持つインストラクターによる感覚統合の運動教室を設置して頂きたい。</p>		
9	<p>平成30年度開設の子ども発達支援センターに5年以上の経験を持つ行動分析士によるABA療育を入れて頂きたい。</p>		
10	<p>障害者(児)の本人を取り巻く状況や方向性はわかったが、家族もフォローする仕組として、高校卒業後に通う作業所の終了時間(16:00)から親の就業帰宅時間まで過ごす毎日の居場所が必要です。モデルケースとして先駆けて導入の検討をお願いします。</p>	<p>現在、障害者の通所事業である福祉センターの成人室やレインボーハウス明石の生活介護については、午後4時までの利用となっています。午後4時以降については、レインボーハウス明石で実施している「日中一時支援事業」において、家族の疾病等により介護を受けるのが困難な場合や、介護者の心身の疲労回復等を支援するため、午後8時まで過ごせる場を提供しています。 ご意見にある夕方以降の毎日の居場所については、今後、利用者やその家族のニーズの把握に努めながら対応について検討を行っていきます。</p>	△

	ご意見の概要	区の考え方	取扱い
11	<p>医療的ケア児・者の項目を作ってください感謝します。今後とも対象者の全数把握をお願いします。また、関係機関の連携は第一歩であり、コーディネーターも入れて一人一人が困っていることを実際に解決するようにお願いします。自立支援協議会で、必要があれば医療的ケア児・者検討部会の立ち上げをお願いします。</p>	<p>医療的ケアを必要とする障害者（児）については、平成28年度に行った実態調査において対象者の把握を行いました。今後も保健所・保健センター等関係部局と連携しながら対象者の把握に努めていきます。</p> <p>本計画では、具体的な支援の取組として、「施策6. 障害児の支援事業の充実」に「(3)医療的ケア児支援のための関係機関の連携」(P55)を掲げ、関係機関による協議の場の設置とともに、関係分野の支援を調整するコーディネーターを配置することとしており、今後、個別のケースの解決に向けた支援を進めていきます。</p> <p>協議の場の設置にあたっては、中央区自立支援協議会の部会を活用する検討を行っていきます。</p>	△
12	<p>自立支援協議会に児童精神医学の専門家も参加いただけるよう配慮をお願いします。</p>	<p>本計画では、主要な取組として、精神障害者へも対応した「地域包括ケアシステムの構築」に向けた医療、保健、障害福祉等の関係機関の協議の場の設置(P50)や、発達障害等育ちに支援を必要とする子どもを対象とした「中央区育ちのサポートシステム」の推進(P56)等を掲げており、精神障害分野の支援が重要な課題となっています。</p> <p>このため、本区の自立支援協議会においてもこれらの直面する課題に専門的な知見から意見をいただけるような委員構成となるよう努めていきます。</p>	△
13	<p>来年度より月島地域の特別支援学級併設の小学校を2校に増やして頂きたい。 (現在は月島第二小学校のみで選択の余地がない為)</p>	<p>区立学校の特別支援学級については、在籍児童・生徒数に応じて適切に設置しておりますので、新しい特別支援学級の設置については、現在、予定はありません。</p>	—